

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1936号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特地勤務手当の月額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（<u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額</u>）とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>4 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（特地勤務手当に準ずる手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 一般職員給与条例第20条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の委員会が定める日。以下この条並びに附則第6項及び第7項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（<u>定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額</u>）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（特地勤務手当の月額）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（特地勤務手当に準ずる手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 一般職員給与条例第20条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の委員会が定める日。以下この条並びに附則第6項及び第7項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p>

務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

第5条 一般職員給与条例第20条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。)をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する新たに特地方署又は準特地方署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地方署又は準特地方署に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

(2) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に一般職員給与条例第20条の3第1項又は第2項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に規定する職員との権衡上必要がある職員として委員会が認めるもの

2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地方勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに特地方署又は準特地方署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地方署又は準特地方署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第1号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に

用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

第5条 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地方勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の同項に規定する日(以下「指定日」という。)に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地方署又は準特地方署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 別に委員会が定める期間及び額

別表第1 (第2条、第3条関係)

特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分

所在地	公 署	級別区分
(略)		
(略) 十日町市	(略)	2 級 地
(略)	(略)	
(略) 佐 渡 市	(略)	2 級 地
(略)	(略)	
(略) 中魚沼郡 津 南 町	<u>農業総合研究所中山間地 域農業研究センター</u>	2 級 地
(略)	(略)	
(略)		

別表第1 (第2条、第3条関係)

特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分

所在地	公 署	級別区分
(略)		
(略) 十日町市	<u>十日町警察署倉俣駐在所</u>	2 級 地
(略)	<u>十日町高等学校松之山分校</u>	
(略) 佐 渡 市	(略)	2 級 地
(略)	<u>佐渡警察署河崎駐在所</u>	
(略) 中魚沼郡 津 南 町	<u>農業総合研究所高冷地農 業技術センター</u>	2 級 地
(略)	(略)	
(略)	<u>十日町警察署赤沢駐在所</u>	2 級 地
(略)	(略)	
(略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項

等の規定」という。)による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

- 5 改正後の規則第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）第20条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。